

京都市火災予防条例の一部を改正する条例(平成25年6月12日京都市条例第 9 号)
(消防局予防部)

屋内消火栓設備の利便性の向上を図るため、消防法施行令及び消防法施行規則の一部が改正されたことに伴い、京都市火災予防条例により設置が義務付けられる屋内消火栓設備の設置基準の整備を行うこととしました。

この条例は、平成25年10月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第9号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第38条第3項中「規則」の右に「第11条の2及び」を加える。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(消防局予防部)